

『共通評価フレームワーク』利用規約

サイバーセキュリティイニシアティブジャパン（以下「当団体」といいます）は、セキュリティ対策状況を評価するための「共通評価フレームワーク」（以下「本サービス」といいます）を、この利用規約（以下「本規約」といいます）に従い、無償で利用者に提供します。

本サービスの利用にあたっては、本規約をよくお読みください。利用者は、本規約に同意されない場合、本サービスを利用することはできません。

第1条（本サービスの提供）

利用者は、当団体の会員企業（以下「会員企業」といいます）を通じて利用にあたっての本サービスの URL を受領し、利用者自身で評価を実施した結果を当団体に直接提出します。当団体は当該利用者自身で実施した評価の結果をもとに評価レポートを発行して、当団体から直接利用者に送付し、又、担当した会員企業へ送付いたします。利用者の要望に応じて、本サービスの利用にて発行された評価レポートにつき、会員企業から利用者が所属する企業へ評価結果のフィードバックを実施する場合があります。当団体から利用者に対して評価レポートをお渡しする又は会員企業からのフィードバックを実施することで、本サービスの提供を完了します。

当団体は本サービスの提供にあたり、利用者の企業名、電子メールアドレス及び評価結果を取得・保持いたしますが、当団体の「個人情報保護方針」及び「個人情報の取扱いについて」に則り、他の目的での使用や、第三者へ情報を提供することはありません。

第2条（契約の成立）

利用者が本サービスを提供する Web サイト（以下「本サイト」といいます）に表示される本規約に同意する旨のボタンを押下した時点をもって、本規約に基づき当団体と利用者との間に本サービスの利用にかかる契約（以下「本契約」といいます）が成立し、その効力を発生するものとします。

第3条（本サービスの内容の変更・提供の終了等）

当団体は、利用者への通知なく、本サービスの内容を変更し、又は本サービスの提供を中止若しくは終了することができるものとします。

第4条（サービス基盤）

当団体は、本サービスを提供するサービス基盤を自己の責任において選択することができるものとし、利用者への通知なく変更することができるものとします。

第5条（サービス提供地域）

本サービスの提供地域は日本国内に限るものとします。

第6条（本サービスに関わる知的財産権等）

1. 本サービスに関わる著作権、特許権、実用新案権、商標権、意匠権、ノウハウ、その他一切の知的財産権及びこれらの権利の登録を受ける権利（以下総称して「知的財産権等」といいます。）は、すべて当団体又は第三者に帰属するものとし、利用者には移転しないものとします。
2. 利用者は、当団体から提供する評価レポートを利用者自身の業務のためにのみ無償で利用できるものとし、当団体の書面による承諾なく、評価レポートを第三者に譲渡、移転、又はその他の処分をしてはならないものとします。
3. 利用者は、本サービスと同一又は類似するサービス又は商品等に関する事業を行ってはならないものとします。

第7条（秘密保持）

利用者及び当団体は、相手方の書面による事前の承諾なく、本サービスに関連して相手方から開示された相手方固有の技術上、販売上その他業務上の情報のうち、秘密である旨が明示された有体物若しくは電子データにより開示される情報又は秘密である旨を告げたうえで口頭若しくは視覚的手段により開示される情報であって、かかる開示後14日以内に、秘密である旨を明示した書面若しくは電子データによりその内容が情報受領者に通知されたもの（以下「秘密情報」といいます）を、その受領後3年間、第三者（弁護士、公認会計士、税理士、その他法令上守秘義務を負担する社外専門家を除く）に対して開示、漏洩しないものとします。但し、次の各号のいずれかに該当する情報は秘密情報から除くものとします。

- （1）開示の時点で既に公知のもの、又は開示後情報を受領した当事者の責によらずして公知となったもの
- （2）開示を行った時点で既に情報を受領した当事者が保有しているもの
- （3）第三者から秘密保持義務を負うことなく正当に入手したもの
- （4）相手方からの開示以降に開示されたもので、相手方からの情報によらないもの

2. 利用者及び当団体は、法令等により、政府機関、裁判所、その他の公的機関、金融商品取引所に対して秘密情報を開示することが要求される場合には、当該開示を行うことができる。但し、当該開示を行う当事者は、事前に相手方にその旨を通知し、かつ秘密情報の秘密が保持されるよう合理的な努力をするものとする。

第8条（情報の利用等）

前条の規定にかかわらず、本サービスに関連して利用者が当団体に提供した情報及び当該情報に基づく当団体による評価結果について、当団体は利用者を識別・特定できない形に統計的に処理された後のデータを作成し、利用、公開することができるものとします。

第9条（禁止事項）

利用者は、本サービスの利用にあたり、次の各号に定める行為を行わないものとします。

- （1）当団体若しくは第三者の知的財産権等、その他の権利を侵害する行為、又は侵害するおそれのある行為
- （2）第三者のプライバシーを侵害する行為、又は侵害するおそれのある行為
- （3）第三者になりすまして本サービスを利用する行為
- （4）当団体設備に無権限でアクセスすること、過度な負担を与えること、本サービスの提供を不能にすること、その他本サービスの提供若しくは運営に支障を与える行為、又はそれらのおそれのある行為
- （5）当団体の営業活動を妨害する行為、又は妨害するおそれのある行為
- （6）当団体若しくは第三者に不利益若しくは損害を与える行為、又はそのおそれのある行為
- （7）犯罪的行為若しくは犯罪的行為に結びつく行為、又はそのおそれのある行為
- （8）本サービスを利用することによって得られる一切の情報を商用として利用する行為又は方法のいかんを問わず第三者の利用に供する行為
- （9）上記の他、法令、本規約等若しくは公序良俗に違反する行為、又は違反するおそれのある行為

第10条（免責・非保証）

1. 当団体は本サービスにより利用者が提供する情報に基づき、クラウド環境における簡易アセスメントを行うものであり、そのリスク判断や有効な対策についてのアドバイスをしますが、簡易アセスメント及びアドバイスは利用者のリスクの網羅的な回避を目的とするものではありません。
2. 本サービスについて、当団体は何らの責任（債務不履行責任、契約不適合責任、不法行為責任、法律上の担保責任、第三者の権利侵害に関する補償責任、前項に定める簡易アセスメント及びアドバイスの特定目的適合性、有用性、正確性を含みますが、これらに限られません。）を負わないものとします。
3. 本サービスの利用及び不可抗力により利用者又は第三者に損害が生じたときも、当団体は損害賠償その他一切の責任を負いません。

第 11 条（地位の譲渡）

利用者は、当団体の書面による事前の承諾なく、本契約上の地位又は本規約に基づく権利若しくは義務の全部又は一部につき、第三者に対し、譲渡、移転、担保設定、その他の処分をすることはできません。但し、株式譲渡若しくは事業譲渡又は合併、会社分割その他の組織再編の場合はこの限りではありません。

第 12 条（契約の解除）

1. 当団体は、利用者が次の各号のいずれかに該当した場合、何らの通知等を要することなく、本契約を解除することができます。
 - (1) 本規約に違反したとき
 - (2) 監督官庁により事業停止処分、又は事業免許若しくは事業登録の取消処分を受けたとき
 - (3) 手形又は小切手が不渡りとなったとき、その他支払停止又は支払不能状態に至ったとき
 - (4) 破産手続、特別清算手続、会社更生手続、民事再生手続、その他法的倒産手続（本契約締結後に制定されたものを含む。）開始の申立てがあったとき、若しくは私的整理が開始されたとき、又はそれらのおそれがあるとき
 - (5) 差押え、仮差押え、仮処分、競売の申立て、租税滞納処分、その他公権力の処分を受けたとき、又はそれらのおそれがあるとき。但し、本契約等の履行に重大な影響を与えない軽微なものは除く
 - (6) 当団体からの連絡に対して 1 ヶ月回答がないとき
 - (7) その他当団体が不適当と判断したとき。

第 13 条（反社会的勢力の排除）

1. 利用者は、現在、暴力団、暴力団員、暴力団員でなくなった時から 5 年を経過しない者、暴力団準構成員、暴力団関係企業、総会屋等、社会運動等標ぼうゴロ又は特殊知能暴力集団等、その他これらに準ずる者（以下総称して「反社会的勢力」といいます。）に該当しないこと、及び次の各号のいずれにも該当しないことを表明し、かつ将来にわたっても該当しないことを確約します。
 - (1) 反社会的勢力が経営を支配していると認められる関係を有すること
 - (2) 反社会的勢力が経営に実質的に関与していると認められる関係を有すること
 - (3) 自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもってする等、不当に反社会的勢力を利用していると認められる関係を有すること
 - (4) 反社会的勢力に対して資金等を提供し、又は便宜を供与する等の関与をしていると認められる関係を有すること
 - (5) 役員又は経営に実質的に関与している者が反社会的勢力と社会的に非難されるべき関係を有すること
2. 利用者は、自ら又は第三者を利用して次の各号のいずれにも該当する行為を行わないことを確約します。
 - (1) 暴力的な要求行為
 - (2) 法的な責任を超えた不当な要求行為
 - (3) 取引に関して、脅迫的な言動をし、又は暴力を用いる行為
 - (4) 風説を流布し、偽計を用い又は威力を用いて相手方の信用を毀損し、又は相手方の業務を妨害する行為
 - (5) その他前各号に準ずる行為
3. 当団体は、利用者が反社会的勢力若しくは第 1 項各号のいずれかに該当し、若しくは前項各号のいずれかに該当する行為をし、又は第 1 項の規定にもとづく表明・確約に関して虚偽の申告をしたことが判明した場合には、自己の責に帰すべき事由の有無を問わず、利用者に対して何らの催告をすることなく本契約を解除することができます。
4. 利用者は、前項により当団体が本契約を解除した場合、利用者には損害が生じたとしてもこれを一切賠償する責任はないことを確認し、これを了承します。

第 14 条（損害賠償責任）

利用者は、本規約の違反又は本サービスの利用に関連して当団体に損害を与えた場合、当団体に発生した損害（逸失利益及び弁護士費用を含みます。）を賠償します。

第 15 条（第三者への委託）

当団体は、本サービスに関する業務の全部又は一部を第三者に委託することができます。

第 16 条（準拠法・合意管轄）

本規約は日本国法に準拠して解釈され、一切の訴訟については東京地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とします。

以上

附則

2022年11月1日制定

2024年11月6日改定